



第5章 市民生活分野

市民だれもが
活躍し、安全に
生活できるまち

- 1 市民との協働によるまちづくりの推進
- 2 人権を尊重する社会の実現
- 3 危機管理体制の強化
- 4 防犯対策の推進
- 5 交通安全対策の推進
- 6 市民サービスの向上

施策大項目

1

市民との協働によるまちづくりの推進

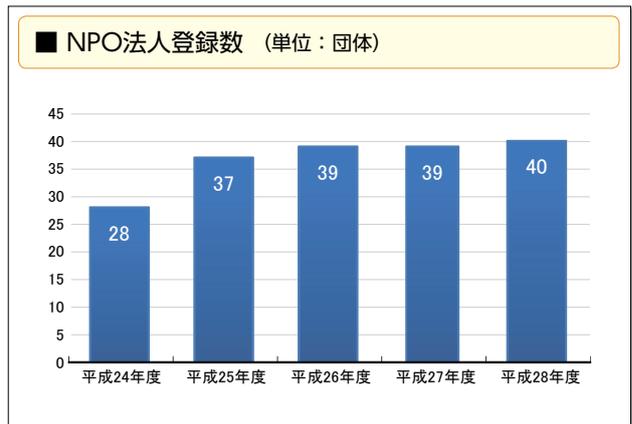
めざす姿

- 地域コミュニティの中心である自治会への加入率が上昇し自治会活動が活発化しています。
- 地域のニーズや課題に対応するボランティア団体、NPO法人等の活動が活発化しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
自治会の加入率 [全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合]	88.6%	93%
NPO法人登録数 [県に登録された市内にあるNPO法人の数]	40団体	45団体

協働の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「市民との協働によるまちづくりの推進」27.4%】

- 社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化や、少子高齢化等により、行政サービスだけでは解決できない身近な課題が発生しています。そのため本市では、自治会やボランティア団体、NPO法人等を中心とした各種市民団体と協働して、福祉や教育、防犯・防災をはじめ、地域の課題を解決するための事業や、地域の特性を活かした事業など様々な活動を推進してきました。今後一層の協働を進めていくには、市民等の理解と協力、そして参加を得られるような方策とともに、少子高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動等への参加者の減少、主体となる人材の高齢化などが課題となっています。
- 自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。今後さらに市民との協働を推進するためには、新たな課題への対応と、市民団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-1 市民との協働によるまちづくりの推進

- 1 自治会の支援
- 2 コミュニティ活動団体の支援
- 3 ボランティア団体・NPO法人等との協働
- 4 市民・企業との協働

施策中項目 | 施策の取組内容

1 自治会の支援

- 地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。

2 コミュニティ活動団体の支援

- 地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。

3 ボランティア団体・NPO法人等との協働

- ボランティア団体やNPO法人等との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。

4 市民・企業との協働

- 地域の課題解決や公共サービスの更なる充実、地域コミュニティの推進に寄与する事業を、市民や企業からも取り入れ、協働による取組を推進していきます。

協働による取組

- 自治会及び自治会連合会の活動を支援し地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。
- 地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民団体、NPO法人等による専門性、柔軟性等を活かした公益的な取組について協働して取り組みます。

施策大項目

2

人権を尊重する社会の実現

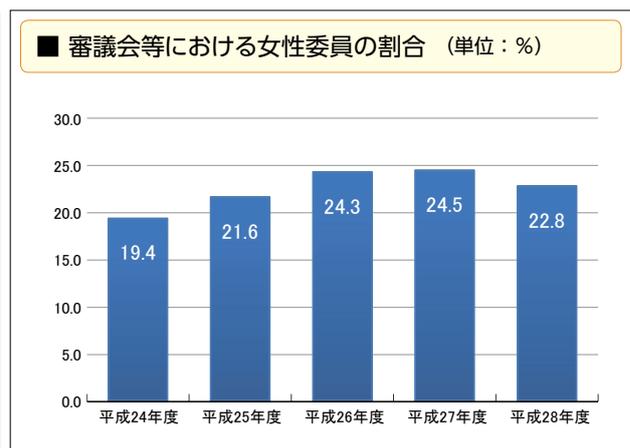
めざす姿

- 人権尊重の精神が正しく身について、市民一人ひとりの人権が尊重されています。
- 人権問題についての悩みを持った市民が気軽に相談できる環境が整っています。
- 性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮されています。
- DVなどに苦しむ市民に対して、行政や関係機関が横断的に連携されて、相談や支援の体制が機能しています。
- 多文化共生の社会が実現しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
研修会への参加者数 [人権教育研修会への参加者数(年間)]	2,429人	2,672人
審議会等における女性委員の割合 [法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合]	22.8%	30%
国際交流事業への参加率 [外国人世帯のうち本庄市国際交流協会で行っている事業に参加している世帯の割合]	4.1%	10%

人権を取り巻く環境の現状



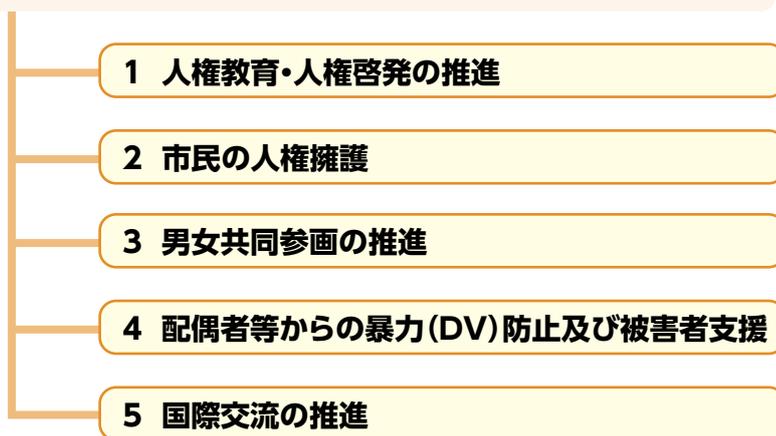
現況と課題

【施策に係る市民満足度：「人権を尊重する社会の実現」20.9%】

- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等の人権問題は依然として存在し、特に近年ではICT^{*}社会の進展によるインターネットへの差別的な書き込みの増加や、新たにヘイトスピーチ^{**}による人権侵害が発生するなど複雑多岐にわたっています。市民一人ひとりの人権が尊重され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを実現するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、あらゆる人権問題の解決のため、教育及び啓発を中心とした取組を進める必要があります。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識は、今までの取組により変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きく、女性や男性の多様な生き方の選択を妨げています。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会、また、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性のキャリア形成支援や意識改革などを一体的に行う必要があります。
- 本市にも様々な国籍の人が居住している現状から、地域の生活習慣を慣れ親しんでいただくための取組を進めるとともに、言語や生活習慣等をお互いに理解しあえる多文化共生社会の実現が求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-2 人権を尊重する社会の実現



施策中項目 | 施策の取組内容

1 人権教育・人権啓発の推進

- 全ての人々の人権が尊重された社会を目指し、市民の人権意識を高め、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な場を通じ人権教育研修会等を開催するとともに、人権啓発活動を行います。

2 市民の人権擁護

- 市民の日常生活において生じる人権に関する様々な悩みに対して、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、市民の間に広く人権尊重の思想が普及するよう啓発に努めます。

3 男女共同参画の推進

- 女性と男性がともに家庭生活と社会生活を両立できる社会を目指し、男女平等に基づく教育の推進や男女共同参画意識の啓発を図ります。

4 配偶者等からの暴力（DV）防止及び被害者支援

- 被害者の早期発見や適切な保護に努め、自立支援の充実を図るとともに、市民一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを許さない社会の実現を目指します。

5 国際交流の推進

- 多文化共生社会の実現のため、在住外国人と市民との交流事業や、市民の国際理解を高めるための事業や公共刊行物等の多言語化の取組を推進します。

協働による取組

- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等あらゆる人権問題を解決するため、地域に密着した自治会や老人会、PTA、婦人会、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。
- 多文化共生社会の実現に向けて、本庄市国際交流協会との協働により取り組みます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市男女共同参画プラン	平成30年度～平成34年度 (2018年度) (2022年度)	全ての市民が男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちづくりを目指すことを目的とした計画

施策大項目

3

危機管理体制の強化

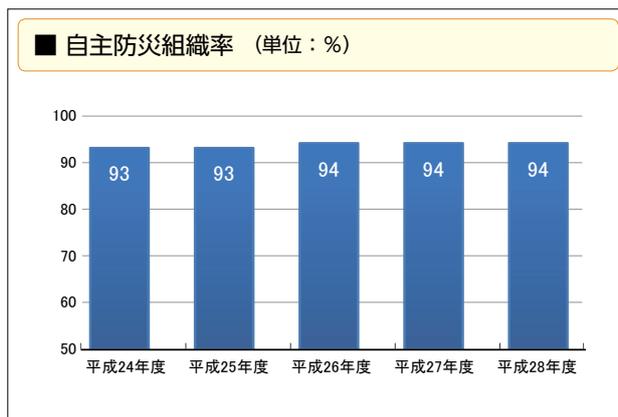
めざす姿

- 市民の防災意識が高揚し、日常的に災害に対する備えができています。
- 行政と市民が協力して危機管理体制を整え、万一の災害時には迅速な対応が取れるようになっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
備蓄食料 [災害発生時に備えて蓄えておく食料]	30,128食	45,000食
自主防災組織率 [自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治会に組織化されている割合]	94%	100%

危機管理体制の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「危機管理体制の充実」26.2%】

- 東日本大震災や熊本地震をはじめ、台風等による豪雨など、毎年全国各地で大きな被害をもたらす災害が発生しています。災害が少ないと思われていた本市においても、雪害の発生などにより被害が出ています。万一に備え、各種ハザードマップ*や、避難行動要支援者の避難支援プラン、防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害防災訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動などを市民に周知するためのPRや自助・共助を促すための防災に関する研修会等を開催し、意識啓発や市民の自主的な災害準備をさらに充実させるとともに、被害を軽減させるための災害時の助け合い体制の更なる強化が必要です。
- 山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があります。孤立集落となるのを防ぐため、避難路の安全確保や避難場所の確保が必要となります。

- 避難生活に必要な物資を確保する必要があることから、食料や生活必需品、防災用資機材の備蓄を図るとともに、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-3 危機管理体制の強化



| 施策中項目 | 施策の取組内容

1 防災体制の推進

- 市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行います。
- 防災情報の伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災用資機材等の備蓄を計画的に進めます。

2 防災意識の高揚

- 迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップ[※]を活用した研修会、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止などの自助意識の啓発に努めます。

3 自主防災組織の育成

- 市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援します。

4 消防団活動と地域防災力の向上

- 消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。

5 防災・減災のための施設整備

- 防災・減災のために、耐震性貯水槽等の計画的な整備の推進や避難所における非常電源等の確保など避難施設の充実を図ります。

6 避難行動要支援者対策の推進

- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図ります。

協働による取組

- 災害時等に迅速な行動が行えるよう、防災訓練や啓発活動などを通じて市民の危機管理意識の高揚を図ります。また、市全域にわたり自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、防災体制の強化を図り安全性の高いまちづくりを進めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域防災計画	平成30年3月～ (2018年)	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市において防災上必要な諸施策の基本を定め、本市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、地域、住民のかけがえない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画



本庄市消防団



救急救命講習

施策大項目

4

防犯対策の推進

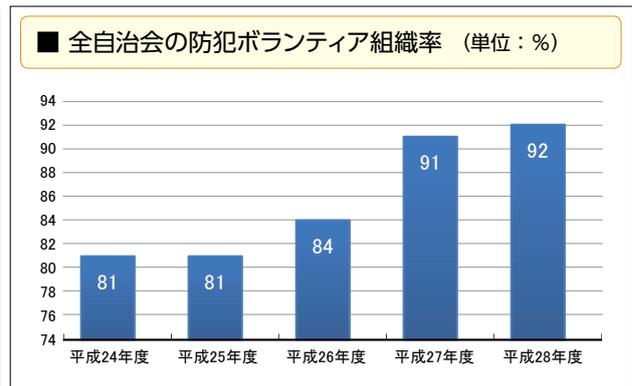
めざす姿

- 防犯パトロールなど、地域の自主的な防犯活動が進み、犯罪が発生しにくいまちとなっています。
- 防犯組織活動の活発化に伴い、住民相互のコミュニティが確立された住みよいまちとなっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
刑法犯認知件数 [刑法に定められている窃盗などの犯罪行為による被害者届件数(年間)]	648件	580件
全自治会の防犯ボランティア組織率 [自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合]	92%	100%

防犯体制の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度: 「防犯体制の充実」 25.4%】

- 本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。その結果、防犯ボランティア連絡協議会加入団体数は、87団体(平成23年度)から、104団体(平成28年度)の登録となりました。また、平成23年の刑法犯認知件数は、1,018件(人口千人あたり12.48件)でしたが、平成28年には、648件(人口千人あたり8.32件)と改善しています。また、市民の身近なところで起こる自転車盗が多く発生し、高齢者を狙った特殊詐欺も増えてきています。
- 今後も引き続き、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、さらに強力な防犯体制を構築するために、自主的な防犯パトロール隊等の活動支援と未組織な自治会の解消を目指すとともに、防犯に関する環境整備を図り、市民と行政が連携して、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-4 防犯対策の推進

1 防犯活動団体の組織の強化

2 地域防犯体制の充実

3 犯罪の起きにくいまちづくり

4 暴力団排除活動の推進

施策の中項目 | 施策の取組内容

1 防犯活動団体の組織の強化

- 地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により104団体の登録が達成できました。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。

2 地域防犯体制の充実

- 犯罪を未然に防ぐため、自治会を主体とした市民や企業（事務所）に向けた防犯研修会を積極的に展開します。
- 犯罪被害の実態の把握や身を守るための方法の学習などや、地域における防犯体制の見直しとコミュニケーションを図ることで、防犯体制を充実させます。

3 犯罪の起きにくいまちづくり

- 自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを推進し、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

4 暴力団排除活動の推進

- 警察と地域住民・企業・行政が協力して暴力団等の排除活動を推進します。

協働による取組

- 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体による児童生徒の見守り活動や防犯パトロールなどを通じて、地域住民による犯罪に対する認識の共有化を推進し、犯罪の撲滅に向けた活動を充実させるなど、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

施策大項目

5

交通安全対策の推進

めざす姿

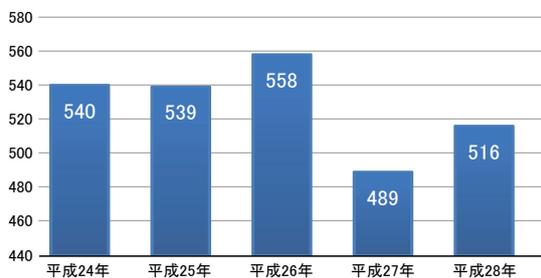
- 交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。
- 交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなどの交通弱者への配慮がなされています。

成果指標と目標値

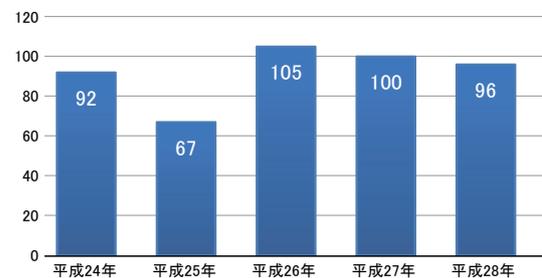
成果指標	現状値	目標値
交通人身事故発生件数 [市内における交通人身事故発生件数（年間）]	516件	391件
高齢者が関係した交通事故発生件数 [市内における交通人身事故発生件数のうち65歳以上の人が当事者となった件数（年間）]	96件	57件

交通事故の現状

■ 交通人身事故発生件数（単位：件）



■ 高齢者が関係した交通人身事故発生件数（単位：件）



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「交通安全対策」27.4%】

- 本市の交通人身事故発生件数は、減少傾向にありますが、平成28年の交通人身事故発生件数は516件、人口千人あたりでは6.53件で、県下全体の3.80件と比較して1.72倍で県下ワースト1位と、依然として事故発生割合が多い状況です。特に、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行により、さらに高齢者が関係する事故が増えることが予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者の人々に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等を実施していくとともに、安全で円滑な運行を確保するため、道路交通環境の一層の整備を行う必要があります。また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全に対するルールの徹底とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や交通事故防止に対する意識の高揚、生涯を通じた交通安全思想の普及などに取り組む必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-5 交通安全対策の推進

1 交通安全施設などの道路交通環境の整備

2 交通安全意識の高揚

| 施策中項目 | 施策の取組内容

1 交通安全施設などの道路交通環境の整備

- 安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。

2 交通安全意識の高揚

- 高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、運転に不安を感じる高齢者の自動車運転免許証の返納を促していくとともに、自治会、老人会、学校など、成長過程に応じた段階的かつ体系的な安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

協働による取組

- 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体による児童生徒の見守り活動などを通じて、地域住民の交通事故に対する認識の共有化を推進し、地域の交通安全教育や交通安全思想の普及啓発などに取り組みます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市交通安全計画	平成28年度～平成32年度 (2020年度)	陸上交通の安全に係る5か年計画

施策大項目

6

市民サービスの向上

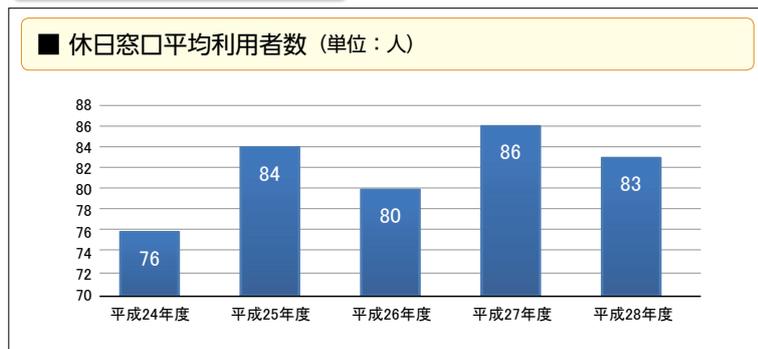
めざす姿

- 市民のライフスタイルに合わせ、時間や場所に制約されない市民サービスが提供されています。
- 市民サービスの効率化により、市民が快適なサービスを受けることができます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
休日窓口平均利用者数 [日曜窓口における、1日あたりの利用者数]	83人	109人

市民サービスの現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「市民サービスの向上」36.9%】

- 窓口サービスについては、社会経済情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや、戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っており、利用者も年々増加傾向にあります。また、電話予約による住民票の写し、印鑑証明書、税務証明書の休日交付や、郵送請求による各種証明書の交付も行っています。今後も市民サービス向上のため、窓口業務の在り方やICT*の活用などについて、費用対効果も勘案しつつ市民のニーズに対応していく必要があります。
- 市民相談は、事前予約制で、法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金・労働相談を行っており、特に法律相談は希望者が多く相談日を増やして対応していますが、それでも希望に応じられないケースも見られるため、今後はさらに多くの相談希望者に対応できる相談体制を構築していく必要があります。
- 市公共施設においては、市民ニーズの多様化に対応するため、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-6 市民サービスの向上

1 市民相談の充実

2 窓口サービスの向上

3 職員の資質の向上

4 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現

施策中項目 | 施策の取組内容

1 市民相談の充実

- 社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化した市民の相談に対応します。より多くの相談希望者に対応できるような体制の構築を図ります。

2 窓口サービスの向上

- 市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付などのサービスを提供します。また、市民ニーズの変化に対応した窓口業務等の改善に努めます。

3 職員の資質の向上

- 市民サービスの向上を図るため、職場での研修や各種業務の専門研修の活用により、市民の多様な要望に応えられるよう、職員の資質の向上に努めます。

4 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現

- 多様化する市民のニーズを把握することで、より市民の立場に立った使いやすい市庁舎等の実現に努めます。

協働による取組

- 市民団体やNPO法人等による作品やパネルの展示、コンサートなど、多種多様な活動の場所として、市民活動交流センターはにぼんプラザやアスピアこだま、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫をはじめとした様々な公共施設を市民活動の拠点として活用します。

